

平成30年度
第1回 南丹市放課後児童健全育成事業
運 営 委 員 会
会議資料

日時：平成30年7月12日（木）
午後1時30分～
場所：南丹市八木公民館 集会室3

南丹市教育委員会
社会教育課

平成30年度

第1回 南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会 次第

平成30年7月12日（木）

午後1時30分～

南丹市八木公民館 集会室3

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員長・副委員長（2名）選出

4. 協議内容

- ・平成30年度現状報告

- ・来年度の開設について

- ・その他

5. 児童クラブ見学

八木せきれい東放課後児童クラブ

（南丹市八木町西田金井島6番地1 南丹市八木保健福祉センター内）

6. 閉会

平成30年度 南丹市放課後児童健全育成事業運営委員名簿

任期 平成30年4月1日～

平成31年3月31日

(順不同/敬称略)

委員氏名	所属等
富田 陽子	南丹市社会教育委員
吉田 尋子	南丹市議会（総務常任委員）
小南 久仁子	民生児童委員
佐々谷 千夏	園部たんぽぽ放課後児童クラブ 保護者代表
井上 竜一	園部こすもす放課後児童クラブ 保護者代表
大志万 智香子	八木せきれい西放課後児童クラブ 保護者代表
塩貝 直	殿田ひまわり放課後児童クラブ 保護者代表
阜 正是	園部小学校長
片山 敏哉	八木西小学校長
日下部 正登	胡麻郷小学校長
明田 忠弘	美山小学校長
野々口 智司	南丹市役所子育て支援課

南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会規約

(目的)

第1条 この会は、放課後児童クラブ事業の円滑な運営を図るため、児童クラブの運営について審議することを目的とする。

(組織)

第2条 運営委員会の委員は、議会、学校、保護者、主任児童委員、社会教育委員等の代表概ね15名以内で組織し、教育長が委嘱する。また必要に応じて支援員の出席を求めることができる。

2 委員の任期は一年とし、再任は妨げない。

(役員)

第3条 運営委員会に次の役員を置く。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

2 役員は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、運営委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営委員会は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員総数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

本規約は、平成20年5月1日より施行する。

放課後児童クラブとは

保護者の就労等の理由で、放課後の保育に欠ける児童のために設置された施設であり、一般に「学童」といわれているが、呼び名は地域によって様々で、南丹市では「放課後児童クラブ」という。親の子育てと就労の両立を図るとともに、子どもたちの安全で生き生きとした放課後の生活を作り出すことを目的とする。

今日では働く女性や核家族が増加する中で様々な形態で全国に増え続け、27,638ヶ所（2016.5）で開設され、入部児童数は107万人を超える。

法律上の裏づけは長年なかったが、社会的な理解が進む中で平成10年4月から「放課後児童健全育成事業」という名称で児童福祉法に位置づけられ、また第2種社会福祉事業と位置づけられた。

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項（放課後児童健全育成事業）を根拠法としている。平成24年8月に改正され、対象児童の規定が「小学校に就学しているおおむね10歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」から「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」に変更された。

また、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」の策定が行われ、放課後児童クラブについての国の制度と市町村の施策が変更された。国は厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を公布し、これに基づいて南丹市も条例を制定している。

これらの法令と国の運営指針をベースに概略的に整理すると、放課後児童クラブは①小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない児童や、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象とし、②その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、③子どもの放課後の遊び・生活を支援することを通じて、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である。

放課後児童クラブの生活

南丹市で開設している7クラブの平日の開始時間は、児童の下校時刻が学校、学年によって、また日によって変わることから、クラブによって異なる。（午後2時30分頃から4時頃までと差がある）子どもたちが通っているそれぞれの学校に下校時刻を確認し支援員は、授業終了時刻に合わせて出勤をする。（午後2時頃出勤）

子どもたちは学校を終えると、1年生から順次「ただいま」と言って児童クラブに帰ってくる。帰ってくると宿題をしたり、自由遊びや集団遊びをする。その内容は、体育館やグラウンドで野球、ドッジボール、キックベースボールなどを楽しんだり、室内ではオセロや将棋、けん玉、折り紙や段ボールを使った創作など様々な活動を行っている。また、どのクラブでも「おやつ時間」を設けており、揃っておやつをいただく。おやつが終わるとふたたび遊びや活動を始め、帰りの時間になると、掃除や片付けをして保護者の迎えを待つ。

春・夏・冬休みなどの学校の長期休業日や、土曜日および学校の振替休日などは朝からの1日保育となる。給食がない短縮授業の時は、児童クラブでお昼（お弁当）を食べてから午後の活動をする。

■ 1日のプログラム例

時間	学校開設の日 (月～金)	一日開所の日 (夏季休業日、土曜日など)
7 : 4 5		順次出席
9 : 0 0		出席者、連絡帳の確認 朝の学習（宿題） ひとやすみ
1 0 : 0 0		集団活動または遊び (みんな遊び・制作など)
1 1 : 0 0		休憩
1 2 : 0 0		昼食 (お弁当)
1 3 : 0 0		プールや集団活動 (クラブによっては、午前中)
1 4 : 0 0	順次出席 (連絡ノートを出し、持ち物を整理) 宿題	
1 5 : 0 0	遊び (グラウンドや体育館、公園)	休憩、片付け、おやつ
1 6 : 0 0	おやつ	集団活動または遊び
1 7 : 0 0	遊び	

18:30	順次帰宅 (帰る準備) 最終帰宅	順次帰宅 (帰る準備) 最終帰宅
-------	------------------------	------------------------

放課後児童支援員の役割

南丹市では、南丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人以上配置している。

- (1) 支援員は以下について留意のうえ、(2)に掲げる活動を行う。
 - ①子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
 - ②体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
 - ③保護者との対応・信頼関係の構築
 - ④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
 - ⑤放課後児童支援員としての資質の向上
 - ⑥事業の公共性の維持
- (2) 放課後児童支援員は、次に掲げる活動を行うこと。
 - ①子どもの健康管理、出席・退席確認をはじめとした安全確保、情緒の安定を図ること。
 - ②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
 - ③基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
 - ④活動状況について家庭との連絡、情報交換を行うこと。

支援員の扱いについて

放課後児童支援として必要となる知識・技能を補完するため、国が示す認定資格研修ガイドラインの全国一律研修カリキュラムを基に、職務を遂行する上での必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことに主眼を置いて義務研修を行う。

研修の主催は都道府県で、南丹市からも受講しており、研修を修了した者に支援員認定資格修了証が交付される。

経過措置・・・平成32年3月末までの5年間で修了すること

南丹市からの平成29年10月末までの受講者数は25人、現在4名が受講中。

(研修内容)

- ・放課後児童クラブの理解・・・目的や制度内容、一般原則と権利擁護、福祉施策等
- ・子どもを理解するための基礎知識・・・発達理解、児童期の生活と発達、障がいのある子どもの理解、特に配慮を必要とする子どもの理解
- ・放課後児童クラブにおける子どもの育成支援・・・遊びの理解と支援、障がいのある子どもの育成支援
- ・保護者、学校、地域との連携と協力
- ・安全と安心への対応・・・子どもの生活面における対応、安全対策、緊急時対応
- ・支援員として求められる役割、機能・・・仕事内容、放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

平成30年度南丹市放課後児童クラブ開設状況

① 事業概要

就労等により、昼間親が家にいない小学生児童を対象に、放課後や学校休業日（夏休みなど）に、家庭に代わる生活の場を提供し、その健全な育成を図る。

■ 平成30年度事業計画

日 時	内 容	備 考
4月1日	新年度開始 新一年生の受入	
6月下旬	夏季休業時に係る保護者説明会	
7月12日	第1回運営委員会（公開）	
11月	第2回運営委員会（公開）	
11月下旬	次年度入部予定者説明会	児童クラブごとに開催
12月	次年度入部申込受付	
2月初旬	次年度入部決定送付	
3月上旬	次年度入部決定者説明会	児童クラブごとに開催

② 対象児童

南丹市内の小学校に在学する児童を原則とし、その他健全育成上指導を要する次の各号のいずれかに該当する児童。

- (1) 保護者の就労のために家庭において保育を受けられない児童
- (2) 保護者の疾病、出産その他やむを得ない事情により家庭において保護を受けられない児童
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める児童

③ 施設数・場所

7ヶ所（園部2ヶ所・八木2ヶ所・日吉2ヶ所・美山1ヶ所）

名 称	開設場所	定 員	備 考
園部たんぽぽ	旧摩気小学校内	70名	
園部こすもす	園部第二小学校内	35名	
八木せきれい東	八木保健福祉センター内	25名	
八木せきれい西	八木青少年センター内	25名	
胡麻どんぐり	胡麻こども館	25名	旧胡麻こども館を平成30年度中に解体撤去予定
殿田ひまわり	殿田小体育館附属施設	25名	
美山やまぼと	美山文化ホール内	25名	

※ 住所のある管内の開設場所に入部

※ 定員の見直しについて検討中

④ 開設日数

年間288日

* 土曜日47日含む

（土曜日は事前の申込みにより必要に応じて開設している）

⑤ 開設日・時間

月曜日～金曜日の放課後 授 業 終 了 時～午後6時30分

学校長期休業日（夏休みなど） 午前7時45分～午後6時30分

学校の振替休日 午前7時45分～午後6時30分

土曜日 午前7時45分～午後6時30分

・いずれも午前7時45分～8時30分までは早朝申し込みを許可された場合のみ

⑥ 開設しない日

祝日及び日曜日、年末年始（12月29日～1月4日）

8月13日～8月16日

気象警報発表等により開設が困難である日

⑦ 入部児童数（申込者数は延べ人数）

a. クラブ別・期間別入部児童数

平成30年7月5日現在

※待機児童なし

クラブ名	申込									
		春休み	1学期	夏休み		2学期	冬休み	3学期	春休み	土曜日
				7月	8月					
園部たんぽぽ	153	125	131	151	153	131	136	131	139	43
園部こすもす	73	52	65	73	74	64	63	64	66	12
八木せきれい東	38	29	30	37	38	30	34	30	36	11
八木せきれい西	46	35	37	44	44	37	39	38	39	9
胡麻どんぐり	51	42	45	46	48	46	41	44	40	9
殿田ひまわり	22	25	26	27	27	23	26	23	26	3
美山やまばと	42	35	35	44	44	34	36	32	39	12
合計	425	343	369	422	428	365	375	362	385	99

b. 学年別入部児童数 ※（ ）内は前年度

1年生	120人	(117人)
2年生	105人	(107人)
3年生	95人	(80人)
4年生	59人	(57人)
5年生	34人	(24人)
6年生	12人	(なし)

c. 月別利用者数（最多日）

	4月	5月	6月
園部たんぽぽ	95	79	78
園部こすもす	46	44	46
八木せきれい東	22	19	17
八木せきれい西	21	20	23
胡麻どんぐり	36	30	27
殿田ひまわり	18	15	15
美山やまばと	30	28	29

⑧ 支援員登録数

56人（夏休みのみ勤務を除く）

クラブ名	たんぽぽ	こすもす	せきれい 東	せきれい 西	どんぐり	ひまわり	美 山
登録人数	12人	8人	6人	7人	7人	7人	9人
1日当たり配置人数	7人	5人	4人	4人	4人	4人	4人
※1. 有資格者	7人	6人	3人	3人	5人	5人	4人
※2. 旧児童福祉施設 最低基準第38条第2項 第4号に該当	2人	2人	3人	3人	1人	1人	5人
※3. その他児童福祉 施設最低基準に該当	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
京都府認定支援員講習 受講済み者	4人	4人	2人	4人	3人	5人	2人

※1. 保育士、幼稚園教諭、小・中学校教諭免許

※2. 学校教育法の規定による高等学校等を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

※3. 上記1、2以外で、旧児童福祉施設最低基準に該当するもの（心理学を専攻した者等）

支援員の職務

支援員は子どもたちが安心して楽しく過ごせる場となるよう努め、次の業務等を行う。

- (1) 子どもの保育（外遊び、室内遊びなど）
- (2) 児童の出席・退席状況の確認（出席簿や指導日誌の記録）
- (3) 児童の安全管理および健康状態の把握
- (4) 支援員会議
- (5) おやつ準備
- (6) 諸経費の管理
- (7) 家庭との連携（連絡帳への記録・おたよりの発行）
- (8) 学校との連携
- (9) 子どもの生活を豊かにするための遊びの工夫
- (10) 支援員として知り得た情報の守秘義務

⑨ 支援員研修会・代表者会議

平成30年度計画

日時	研修名	研修内容	備考

4月27日	金	新規採用者研修	支援員の業務内容等について	
5月7日	月	代表者会議	年間計画、めあて、その他情報交流	
6月5日	火	代表者会議	夏休みに向けて ほか	
6月9日	土	支援員研修 ※	人権教育講座①	
6月14日	木	支援員全体研修①	スキルアップ（発達障害と特別支援について）	
7月6日	金	支援員全体研修②	消防署による普通救命講習	
7月12日	木	新規採用者研修	支援員の業務内容等について	
7月17日	火	代表者会議	夏休みに向けた計画 ほか	
8月3日	金	支援員研修 ※	人権教育講座②	
9月20日	木	代表者会議	夏休みのまとめ 2学期の取組について	
10月27日	土	支援員研修 ※	人権教育講座③	
11月8日	木	代表者会議	冬休みに向けて ほか	
2月21日	木	支援員全体研修③	スキルアップ、今年度のまとめ	
3月7日	木	代表者会議	今年度のまとめ ほか	

支援員全体研修

年間3回の全体研修を通じて、支援員としての資質の向上やスキルアップを学ぶ。

※上記のほか教育委員会が主催で開催する人権教育講座(全3回)を支援員研修の一環とし、いずれかに出席すれば研修会1回の参加とみなす。

各クラブ代表者会議

学期に1回以上、クラブ代表が集まり意見交流と情報交換を行う。

支援員現場交流

支援員が配置先を交換した現場での実地研修を行う。昨年度までで一定交流ができたことから、本年は随時希望制とした。

京都府による認定支援員研修への参加

⑩ 保護者負担金（南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例第3条）

保護者（父母）の所得に応じて下表に定める額を負担していただく。

階層	算定の基準	負担金月額 (8月を除く月)	負担金月額 (8月のみ)
A	生活保護世帯、母子・父子世帯の市民税非課税世帯	0円	0円
B	市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税世帯	1,000円	2,000円
C	市民税課税世帯	1,500円	3,500円
D	所得税の額が35,000円未満の世帯	3,000円	7,500円
E	所得税の額が35,000円以上65,000円未満の世帯	4,000円	10,000円
F	所得税の額が65,000円以上の世帯	5,500円	13,000円

- (1) 母子・父子世帯に属する児童が入部している場合の負担金は、当該負担金から2分の1を減額する。
- (2) 兄弟姉妹が同時に児童クラブを利用する世帯については、2人目以降について当該負担金から2分の1を減額する。

■放課後児童クラブ保護者負担金の算定方法の変更について
平成31年度より下記のとおり算定方法を変更

現行

負担金	算定	算定基準となる市町村民税課税資料	決定時期と納付方法
4～6月	仮算定	前年度市民税課税台帳（前々年中所得）	4月 仮算定納付書発送
4～6月	本算定	当年度市民税課税台帳（前年中所得）	7月 本算定時に差額がある場合は精算
7～3月	本算定	当年度市民税課税台帳（前年中所得）	7月 本算定納付書発送

変更後

負担金	算定	算定基準となる市町村民税課税資料	決定時期と納付方法
4～8月	本算定	前年度市民税課税台帳（前々年中所得）	4月 本算定納付書発送
9～3月	本算定	当年度市民税課税台帳（前年中所得）	9月 本算定納付書発送

⑩ 南丹市放課後児童クラブ入部申込者数推移

クラブ名／申込み人数	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
園部たんぽぽ	37	38	50	60	60	69	76	75	91	95	107	141	153
園部こすもす	46	48	47	35	37	38	53	55	52	48	60	68	73
八木せきれい	16	18	17	17	8	25	43	44	43	44			
八木せきれい東											26	33	38
八木せきれい西											31	41	46
胡麻どんぐり	26	19	26	28	32	26	17	22	29	33	41	48	51
殿田ひまわり	17	19	18	27	17	20	19	18	20	21	33	25	22
美山	19	19	17	18	17	19	19	17	21	26	25	29	42
合計	161	161	175	185	171	197	227	231	256	267	323	385	425

平成31年度南丹市放課後児童クラブ開設予定

(主な変更点)

定員の見直し

保護者負担金の算定方法の見直し

■入部希望者説明会開催（11月後半）、日程の広報

保育所、幼稚園、小学校、児童クラブ等にポスター掲示

お知らせなんたん 平成30年10月第4金曜発行分に掲載

情報センターCATV文字情報

新1年生へは就学時健診時にチラシ配布

*新規入部希望者のみ説明会参加を必須とする。継続児童については児童クラブと社会教育課で「しおり」申込用紙等を手渡す。

■入部受付 平成30年12月

■入部可否審査 平成31年1月 書類審査、関係機関連携、保護者面談等

■入部可否決定 平成31年2月初旬に通知発送

■入部前説明会 平成31年3月上旬

■入部児童の引継 保育所、発達支援センター等

■新年度入部者受け入れ 平成31年4月1日